

軽度・中度の難聴児補聴器購入費 助成事業のお知らせ

多久市では、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴のお子さんに対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

① 助成制度について

○対象者

- 次の要件を全て満たすことが条件です。
- ①保護者が多久市内に住所を有している18歳以下の人（18歳に達した日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日まで）
- ②両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付対象とならない人
- ③補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると指定医師に判断された人

○助成対象

- 新規および更新時の補聴器の購入費（修理費は助成対象に含まれません）
- 所得制限 市民税所得割額が46万円未満の世帯
- 助成金額 補聴器の種類毎に定める基準価格と補聴器購入費のいずれか低い

② 申請手続きについて

- 額の3分の2の額（100円未満切り捨て）
- 補聴器の購入前に市への申請が必要です。
- 購入後に申請手続きをしても助成金は受け取れませんのでご注意ください。

お問い合わせ

福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

10月1日は浄化槽の日です

みなさんのご協力によりきれいな川や海が保たれます。

浄化槽設置へのご理解と確実な保守点検をお願いします

◆浄化槽について

浄化槽とは、水洗トイレや、台所、ふる場などからの汚水を処理し、きれいな水にする施設です。浄化槽は微生物が汚水中の汚物を食べ、きれいな水にする働きを利用しています。

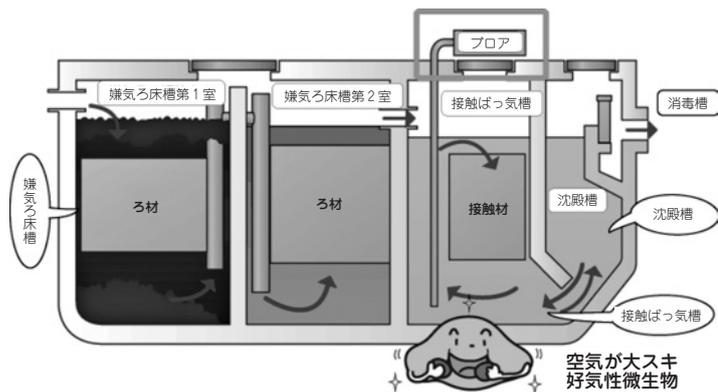
◆浄化槽の維持管理および保守点検について

浄化槽は適正な維持管理が行われないと、その機能が十分に発揮されなくなり、その放流水が河川等の汚れの原因になることもあります。そこで、機械の点検・補修や消毒剤の補給などが必要です。

また、浄化槽内にたまった汚泥などを汲み取り清掃をしていただく必要があります。

多久市では、住宅、店舗、事務所その他の建築物（建売住宅は除く）に浄化槽を設置しようとする場合は、予算の範囲内で補助金を交付します。ただし、

下水道が整備されている地域および公共下水道の事業計画区域内は交付されません。



お問い合わせ

都市計画課 都市計画係 ☎75-4827